平成２６年（フ）第９３号
千葉県木更津市請西１丁目13番３号　ウエストバレー102号
破産者　佐藤　信明
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目10番18―２号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市武岡５丁目３番16号
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
札幌市手稲区曙10条１丁目７番11号
破産者　赤穂津　好
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４６号
札幌市手稲区曙10条１丁目７番11号
破産者　赤穂津典子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１４号
札幌市白石区北郷４条４丁目11番１号
破産者　小川　永路
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８３号
札幌市中央区北２条西24丁目１番21―108号
破産者　荒井　征子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６１号
札幌市厚別区大谷地西４丁目15番12号　コーポ富野101号、開始決定時の住所札幌市厚別区大谷地西１丁目10番８―507号
破産者　濱田　信彦
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７８号
北海道恵庭市美咲野５丁目８番５号
破産者　柴崎　隆一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３２号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番７号第１グリーンハイツ３号
破産者　中川　勝博
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９０号
札幌市白石区栄通13丁目１番23―207号
破産者　中川　　隆
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３３号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1825番地20
破産者　長谷川正幸
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６号
神奈川県厚木市戸田2387番地１　シャトレースギヤマ202、前住所神奈川県伊勢原市下谷1469番地
破産者　諸星　秀則
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９０号
東京都大田区田園調布５丁目48番１号　Ｏｒｃｈａｒｄ田園調布Ａ棟202、前住所神奈川県厚木市妻田東３丁目10番18―201号
破産者　近江　昌幸
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７７号
埼玉県本庄市児玉町共栄549―１　グランドハイツ共栄１号館110号室、住民票上の住所長野県佐久市中込2082番地１　サウスフィールド101
破産者　田中　和久
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第７８号
埼玉県本庄市児玉町共栄594―１　グランドハイツ共栄１号館105号室、住民票上の住所長野県佐久市中込2082番地１　サウスフィールド101号
破産者　山岸　哲夫
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第５３０号
名古屋市瑞穂区十六町２丁目70番地　十六ハイツ102号
破産者　西井　毅司
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８６号
愛知県春日井市坂下町３丁目349番地44
破産者　河内　葉子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６６号
名古屋市中川区東起町４丁目12番地　宝東起ハイツ1006号
破産者　南　　克美
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部